

自動車税過誤納金の還付請求権譲渡申出書

(表面)

令和 年 月 日

鹿児島地域振興局自動車税課長 殿

納税義務者（還付請求権の譲渡者）

住 所（所在地）

氏 名（名 称）印

連絡先電話番号 （ ）

還付請求者（還付請求権の譲受者）

住 所（所在地）

氏 名（名 称）印

連絡先電話番号 （ ）

下記の自動車税過誤納金（税及び延滞金）及び還付加算金の還付請求権を令和 年 月 日に上記納税義務者から上記還付請求者に譲渡したので、「鹿児島県自動車税過誤納金の還付請求権の譲渡・譲受に関する取扱条項」（裏面記載）に基づき、連名で申し出ます。

記

1 還付対象となる自動車税過誤納金

登録番号：鹿児島・鹿・奄美 加 （ ） （ 年度課税分）		
二重納付等による還付の場合	該当納付日	令和 年 月 日
抹 消 に よ る 還 付 の 場 合	抹消登録日	令和 年 月 日

2 還付金振込先

振 込 先		預金種別	口 座 番 号					
金融機関名		☐ 普通 ☐ 当座						
本支店名等		口座名義 (カタカナ)						

(※漁業協同組合の口座は指定できません。)

- ※ 抹消登録に係る還付金の申出については、抹消登録後10日以内に提出して下さい。
 （郵送可、ただし、抹消登録後10日以内に当課へ到着のこと。また、抹消登録が終わっていない場合、受理できません。）
 提出（郵送の到着）が遅れると納税義務者にそのまま還付される場合がありますので、抹消登録後10日以内の提出が困難な場合は、鹿児島地域振興局自動車税課（099-261-5611）まで必ず連絡をお願いします。
- ※ 還付請求者が個人の場合、印鑑は認印でも構いませんが、還付請求者が法人の場合は、代表取締役の印を押印してください。
 ただし、法人の各支店等にあつては、事前に代表者から鹿児島地域振興局自動車税課へ『取扱印等届出書』を提出することにより、同届出の取扱印によることができます。